

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱

制定 6 川経農技第 5 8 0 号（市長決裁）

（通則）

第 1 条 「川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付については、「川崎市補助金等の交付に関する規則」（平成 13 年川崎市規則第 7 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この要綱は、気候変動や人件費・物価高騰等、農業を取り巻く環境が大きく変化している中、農業生産における、省エネルギー、減農薬・減化学肥料による経費節減、労働力削減、暑熱対策等、環境変化に影響されにくい農業を導入しようとする農業を営む個人又は法人に対し、機械・装置導入に係る経費の一部を支援し、本市農業の持続的発展を図ることを目的とする。

（補助対象者の要件）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する市内の農地について使用収益権を有する、農産物の生産を行う市内に住所を有する個人経営体又は法人経営体（以下「農業経営体」という。）を対象とする。

（1）生産緑地地区内（特定生産緑地指定農地及び生産緑地地区の指定申出を行い指定見込の農地を含む。以下「生産緑地地区指定農地等」という。）

（2）市街化調整区域内

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づき、交付申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

（1）暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

（2）法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの。

（3）法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

（補助金の対象）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、農業生産において環境変化に対応するため、次の各号に掲げる機械・装置であって、1 件の設備購入費（設置費及び運搬費を含む。

ただし消費税相当額は含まない。)が10万円以上のもの(以下「補助対象物件」という。)

- (1) 省エネルギーのためのものであって、化石燃料を用いる加温装置以外のもの。
- (2) 減農薬、減化学肥料のためのもの。
- (3) 労働力削減のためのもの。
- (4) 暑熱対策のためのもの。
- (5) その他第2条の目的を達成するためのもので市長が認めるもの。

(補助金の額)

第5条 市長は前条の事業実施に必要な経費の3分の2を予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額の上限は100万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に定める書類を添えて別に定める期間までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を実施しようとする場所の位置図
- (2) 見積書の写し(2者以上、但し農業協同組合法に基づく農業協同組合又は全国農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。)が行う共同購買事業により農業協同組合の組合員が供給を受ける場合は「協同組合等の見積書の写し」と読み替えるものとする。その場合、共同購買事業による調達であること及び農業協同組合等が調達する相手方を記載するものとする。)

(3) カタログ、図面等

(4) 事業計画書(第2号様式)

(5) 誓約書兼同意書(第3号様式)

2 前項の補助金交付申請の名義は個人経営体にあつては世帯員のうち補助対象物件を取得する者、法人経営体にあつては代表権を有する者とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、必要な調査を行い、適正と認

めたものについては、補助金の交付を決定し、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （１） 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （２） 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- （３） 補助金の交付を受けるまでに第３条第１項に定める要件を欠くことになったとき。
- （４） 第３条第２項の規定に該当するとき。
- （５） 生産緑地地区指定農地等の指定申出中に交付決定を受けたが、補助事業実施年度内に指定されなかったとき。
- （６） この要綱の規定に違反したとき。
- （７） 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

（事業の変更又は中止）

第９条 補助事業者は事業を変更又は中止するときは、あらかじめ、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付変更申請書（第５号様式）により申請し、市長の承認を得なければならない。

２ 市長は、前項の申請があった場合において、変更又は中止を承認したときは、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金変更交付決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（完成届）

第１０条 補助事業者は工事にあつては完成、資材の購入にあつては納品後、発注者検査を行い、合格後、補助対象物件が引き渡された時は速やかに完成届（第７号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第１１条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業実績報告書（第８号様式）に領収書の写しを添えて市長に提

出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金の確定について（第 9 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 補助事業者は、前条の確定通知書を受領した後、速やかに市長へ補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（成果報告）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった会計年度の次年度の 9 月 30 日までに、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業成果報告書（第 10 号様式）を市長へ提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類を、交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第 16 条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は県警職員により帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは関係者から意見を聴取することができる。

（警察への照会）

第 17 条 市長は、必要に応じ補助申請者が、第 2 条第 2 項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（情報通信技術を使用した申請等）

第 18 条 情報通信技術を使用して申請等（申請、届出又は報告をいう。）する場合は、第 3 号様式（誓約書兼同意書）を除き、様式を用いずにインターネットに接

続したパーソナルコンピュータ等で実行されているブラウザ上の別に定める入力フォームに様式の記載事項を入力し送信することで申請等を行うことができる。

- 2 前項の方法により申請等を行う場合、第3号様式（誓約書兼同意書）は持参又は郵送により提出するものとする。

（その他必要事項）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和13年3月31日をもって、その効力を失う。

(第1号様式)

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名 〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金の交付を受けたいので、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事業の目的及び内容
- 2 事業計画
 - (1) 事業の実施概要
 - (2) 事業の実施場所
 - (3) 事業の期間
- 3 交付申請額
- 4 収支予算

(第2号様式)

事業計画書

1 住所、氏名等

住所	
氏名	
導入しようとする機械・装置	

2 導入による効果の見込み

導入の目的（該当に○）		導入することで達成しようとする効果
	省エネルギー	
	減農薬・減化学肥料	
	労働力削減	
	暑熱対策	
	その他	

(第3号様式)

誓約書兼同意書

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者住所

ふりがな
氏名

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別（任意）

生年月日 年 月 日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別 (任意)	住所
		.		
		.		
		.		
		.		
		.		

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

住所
氏名 〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕 様

川崎市農業生産振興対策事業（ 事業）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金については、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けるまでに川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項に定める要件を欠くことになったとき。
 - (4) 川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定に該当したとき。
 - (5) 川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 2 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた実績報告書を提出すること。
- 3 補助金の交付決定に係る会計年度の次年度の 9 月 30 日までに、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業成果報告書（第 10 号様式）を提出すること。

（ 担当）
連絡先

(第 5 号様式)

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業について、次のとおり ☐変更 ☐中止 したいので、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請いたします。

1 ☐変更・☐中止の理由

2 変更の内容 (中止の場合は記入不要)

事業内容	変更内容	変更前	変更後	備 考

注：該当する☐にレを入れること。

住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名] 様

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金の交付変更申請について、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長

- 1 変更の内容
- 2 対象事業費
- 3 補助決定額
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けるまでに川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第3条第1項に定める要件を欠くことになったとき。
 - (4) 川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第3条第2項の規定に該当したとき。
 - (5) 川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 5 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた実績報告書を提出すること。

(担当)

連絡先

(第7号様式)

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業
完 成 届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業により取得した補助対象物件が完成し（納品され）引き渡されたのでお届けします。

1 契約日 年 月 日

2 契約者
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

3 契約の効力が生じた日 年 月 日

4 完成日（納品日） 年 月 日

5 検査日 年 月 日

6 引き渡し日 年 月 日

注) 不要な字句は——で消除すること

(第8号様式)

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業が完了しましたので、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業成績

(1) 事業の実施概要

(2) 事業の実施場所

(3) 事業の期間

2 収支精算

(第 9 号様式)

川 第 号
年 月 日

住所

氏名 〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕 様

川崎市長

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金について、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 確定額

（ 担当）
連絡先

(第 10 号様式)

川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業成果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名 〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業について、川崎市環境変化対策等持続可能農業推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、次のとおり成果を報告します。

導入した機械・装置	
-----------	--

導入の目的（該当に○）		導入したことでの成果
	省エネルギー	
	減農薬・減化学肥料	
	労働力削減	
	暑熱対策	
	その他	